

別紙 2

議案第 3 号

令和 8 年度国保税率改定について

令和 7 年度 南国市国民健康保険運営協議会

令和8年度税率改定について

●前回までのお話

R6.2.16に開催された令和5年度運営協議会でB案が採用され、R7.2.27開催の令和6年度運営協議会において令和8年度から国保税を上げる方向で話が終わっていた。（資料7の4ページ参照）



しかし！令和6年度の決算は88,834,161円の黒字となり、令和5年度に続き2年連続の黒字となる。

国保財政調整基金は394,608,453円と大きく増加した。

また、令和7年度決算も約7,400万円の黒字を見込んでいる。



●南国市の国保財政調整基金の推移（利子含む）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国保財政調整基金残高	168,070,387	288,561,349	249,102,536	234,957,661	222,669,289	213,962,887	305,731,513	394,608,453
		+120,490,962	-39,458,813	-14,144,875	-12,288,372	-8,706,402	+91,768,626	+88,876,940

●大きく黒字に転じた原因

R5から県に納める納付金が大きく下がった→約1億3,892万円の減
これは一過性のものかと思っていたが、R6～7も同程度の水準であった。



R6から納付金の算定に使用されていた
※医療費係数が廃止されたことも原因の一つ
しかしながら、そもそも県が納付金を大きく見込み過ぎていたのではないかと考えている

※医療費係数：納付金算定の際、医療費水準が高い市町村にかけられていた係数。南国市のような医療費の高い市町村は納付金が高く計算されていた。R12保険料統一の前段階としてR6から廃止されている。

令和8年度税率改定について

●子ども・子育て支援金制度

子ども・子育て支援金制度は、全世代・全経済主体から医療の保険料と併せて支援金を徴収し、子育て世帯に対する支援事業の財源とする制度。支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付等、少子化対策の事業に充てられ、令和8年4月から導入される。

南国市の子ども・子育て支援金の税率は下記のようにしたいと考えています。

子ども・子育て支援金（県の標準保険料率）		➔	子ども・子育て支援金（南国市の税率案）	
所得割	均等割		所得割	均等割
0.26%	1,736円		0.26%	1,800円

最高限度額 3万円

●諮問について

このように黒字が続き、基金残高が増加する状況で、果たして令和8年度から税率を上げる方針が良いのか、改めて議論をお願いしたい次第でございます。

新たな制度である「子ども・子育て支援金制度」も含め、税率改定案として①～③の3案を考えてきました。

なお、これまでの説明にもありましたように、国保財政調整基金はR12年度から国保税の抑制のために使用することができません。

国保税の負担を軽減させるために使用できるのは令和11年までとなります。

基金を投入すれば被保険者の負担は緩和されますが、令和12年度の統一保険料の時には大きく負担が増えるという大変悩ましい状況にあります。

南国市保険料（税）改正案

- 前提条件
- ① 県指定の様式使用。各種数値は実績より推計したもの。
(R5に県が作成した様式を用いているためデータが古く、推計の精度は落ちる)
 - ② R6は確定数値、R7は直近の数値から推計した見込額を使用。
 - ③ 被保険者数は国立社会保障人口問題研究所公表の令和12年度高知県推計人口より推計。
 - ④ 診療報酬改定R8（2.41%）は考慮しているが、R9（3.77%）及びR10報酬改定、課税限度額の上昇分は考慮していない。
 - ⑤ R8以降、地単カット繰入分（その他2,000万円）を毎年基金から充当する。

● 税率改定案①

- ★ R6.2.16の運営協議会において決定されたB案(R12統一保険料に向けてR8～段階的に税率を引き上げる)を採用する場合
- ★ 子ども・子育て支援金は保険料（税）に上乗せ
- ※ B案は直近の数値に更新しているので当時の数値とは異なる
- ※ 子ども・子育て支援金は段階的な引き上げが予定されているが、引き上げを行わずR8賦課分（3,300円）でいく場合を想定する

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	基金残高
1人当たり 保険料(税)額	124,127	124,127	128,551	133,251	137,951	142,651	147,880	710,983,769
保険料(税) 上がり幅	0	0	4,700	4,700	4,700	4,700	5,229	
1人当たり保険料(税)額 (子ども・子育て支援金分)			3,300	3,300	3,300	3,300	3,300 + α	
単年度収支	88,834,161	74,209,000	54,428,716	58,997,952	62,836,283	65,903,365		
基金保有額	394,608,453	468,817,453	523,246,169	582,244,121	645,080,404	710,983,769		
被保険者数推計 (年度平均)	8,564	8,100	7,791	7,584	7,377	7,171	6,964	

α : 県の統一保険料(子ども・子育て支援金分) - 3,300円

南国市保険料（税）改正案

● 税率改定案②

- ★ 段階的な引き上げを行わない場合（基金保有額が増えているため、改定案①の段階的な引き上げに基金を充当して打ち消す）。
- ★ 子ども・子育て支援金は保険料（税）に上乗せ。
- ※ 子ども・子育て支援金は段階的な引き上げが予定されているが、引き上げを行わずR8賦課分（3,300円）でいく場合を想定する。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	基金残高
1人当たり 保険料(税)額	124,127	124,127	124,127	124,127	124,127	124,127	147,880	336,002,421
保険料(税) 上がり幅	0	0	0	0	0	0	23,753	
1人当たり保険料(税)額 (子ども・子育て支援金分)			3,300	3,300	3,300	3,300	3,300 + α	
単年度収支	88,834,161	74,209,000	17,850,000	-17,992,334	-50,304,382	-82,368,315		
基金保有額	394,608,453	468,817,453	486,667,453	468,675,119	418,370,737	336,002,421		
被保険者数推計 (年度平均)	8,564	8,100	7,791	7,584	7,377	7,171	6,964	

α : 県の統一保険料(子ども・子育て支援金分) - 3,300円

南国市保険料（税）改正案

● 税率改定案㉔

★ 段階的な引き上げを行わない場合（基金保有額が増えているため、改定案㉔の段階的な引き上げに基金を充当して打ち消す）。

★ 子ども・子育て支援金は賦課するが、その分基礎賦課額の税率を下げた実質的な負担を0とした場合。

（子ども・子育て支援金賦課分は基金を充当する）

※ 子ども・子育て支援金は段階的な引き上げが予定されているが、引き上げを行わずR8賦課分（3,300円）でいく場合を想定する。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	基金残高
1人当たり 保険料(税)額	124,127	124,127	124,127	124,127	124,127	124,127	147,880	234,009,994
保険料(税) 上がり幅	0	0	0	0	0	0	23,753	
1人当たり保険料(税)額 (子ども・子育て支援金分)			0	0	0	0	県の統一保険料	
単年度収支	88,834,161	74,209,000	-11,106,828	-43,019,534	-74,648,482	-106,032,615		
基金保有額	394,608,453	468,817,453	457,710,625	414,691,091	340,042,609	234,009,994		
被保険者数推計 (年度平均)	8,564	8,100	7,791	7,584	7,377	7,171	6,964	

南国市保険料（税）改正案

● 税率改定案①～③比較表

改定案	保険料（税）統一に関する改定	子ども子育て支援金に関する改定	統一までに残る基金残高	R12保険料増加額	地単カット補填年数	メリット	デメリット
①	R8から段階的に税率を引き上げ、R12の一人当たり保険料額に近づける ★税率を上げる	新制度であることから保険料に上乘せする ★賦課する	710,983,769円	5,229円 + 県の子ども子育て支援金－3,300円	最大35年	・段階的な課税により、R12統一保険料（税）の急激な負担感を緩和できる	・毎年保険税が増額する ・基金が積み上がり、被保険者に還元できず、加入満足感が満たされない
②	基金残高が多額であるため、①案の段階的な引き上げに基金を充てて打ち消す ★税率を上げない	〃 ★賦課する	336,002,421円	23,753円 + 県の子ども子育て支援金－3,300円	最大16年	・R11までは子ども子育て支援金分のみの増税 ・R5～R8の黒字を充当できる	・R12に急激に保険税が上がる ・単年度収支がR9から赤字 ・単年度収支の赤字増加が予想される
③	〃 ★税率を上げない	子ども子育て支援金は賦課するが、その分基礎賦課額の税率を引き下げ、実質的な負担をゼロとする ★賦課するが基礎分を下げた+-ゼロ	234,009,994円	23,753円 + 県の子ども子育て支援金	最大11年	・R11まで保険税が現状程度になる ・R5～7の黒字を充当できる ・基金残高が黒字前（R4）までに抑えられる	・R12に急激に保険税が上がる ・単年度収支がR8から赤字 ・単年度収支の赤字増加が予想される

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- （注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもって見る必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- （注2）被用者保険の年取別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年取別の支援金額（機械的な計算）について」を参照。
*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- （注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- （注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。
*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- （注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみでは、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。
*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- （注6）介護分の保険料額は、第1号保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）